**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第403号）**

**〔　業務研修関係資料不存在非公開決定審査請求事案　〕**

**（答申日：令和６年９月24日）**

**第一　審査会の結論**

　　　大阪府知事が行った不存在による非公開決定は、妥当である。

**第二　審査請求に至る経過**

　１　令和３年３月３日付けで、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第６条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

　　（行政文書公開請求の内容）

令和３年３月１日（月）午前11時30分頃、府庁○〇会議室における四者面談の際に、○〇室○〇課○〇課長が、課内の手当担当者に係る業務研修に関して、オリエンテーションやガイダンスを実施している旨の発言がさす研修の実施内容が詳細にわかる資料等の全て。

　２　同月16日付けで、実施機関は、本件請求に対し、条例第13条第２項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、以下の理由を付して、審査請求人に通知した。

　　（公開請求に係る行政文書を管理していない理由）

　　　　公開請求に係る行政文書を管理していないため。

　３　同月24日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

**第三　審査請求の趣旨**

　　　本件審査請求に係る処分を取り消す、との決定を求める。

**第四　審査請求人の主張要旨**

　　　審査請求人の審査請求書における主張は、概ね次のとおりである。

　１　審査請求書における主張

　　　　本件は、令和３年３月１日午前11時30分頃の府庁○〇会議室における○〇室○〇課○〇課長の発言である「（課内の手当担当者に対する業務研修に関して）オリエンテーションやガイダンスを実施している」旨の発言がさす研修の実施内容が詳細にわかる資料の全てを求めて情報公開請求を行ったものである。

　　　審査請求人は、日頃から所属課である大阪府○〇部○〇室○〇課における手当担当の新任者研修が不十分であると感じており、その一環としての業務に係るオリエンテーションやガイダンスの実施を求めていたところ、意外にも○〇課長から上記の発言があり、ぜひその情報が欲しいと考えたところであったが、処分庁は「公開請求に係る行政文書を管理していないため。」との理由で情報公開を拒んだものである。

ところで、上記の研修は庁内における「職場研修」に該当するが、「大阪府職員研修規程」の第12条では、職員研修に係る取扱いを次のとおり定めている。

（職場研修の計画・実施状況等）

第12条　所属長は、第11条第３号の所属研修について、毎年度、計画を作成するとともにその実施状況を取りまとめなければならない。

２　所属長は、当該所属において新規採用職員が配属された場合には、速やかにジョブトレーナーを指定しなければならない。

３　所属長は、職場研修に関する次に掲げる事項を部局長に報告しなければならない。

（１）第１項の計画及びその実施状況

（２）前項のジョブトレーナーの指定状況

よって、上記下線部の条項により、当該職場研修が実施されている限り「行政文書」としての職場研修に係る「報告書」が存在しないはずはないのである。

　　審査請求人は、○〇課長が言及した研修はそもそも存在せず、ありもしないことを思わず口がすべったことを組織として隠蔽するために、情報公開制度の公開拒否理由を悪用しているのはないかと思料しているところで、もしこれが事実であれば、庁内の綱紀粛正とコンプライアンスの観点からとうてい許されない非違行為であり、不祥事である。

いずれにせよ、処分庁は今後も当該研修を実施済みであると主張するのであれば、その「報告書」及び関連資料一式を公開し、その事実を証明しなければならない。

　２　反論書における主張

　（１）本件は当時の○〇課長が「ある」と言及した課内研修の有無の真偽について問うために審査請求人が係る研修についての計画及び実施状況の報告書の公開を求めたものである。

（２）上記（１）の報告書は、「大阪府職員研修規程」の第12条で作成が義務付けられているものであり、「当該研修が存在する」＝「（公開されるべき）報告書がある」という図式になる。

（３）○〇室は、事実上「当該報告書が存在しない」と言っているに等しく、よって○〇課長が「ある」と言及した課内研修は存在しないことになる。

（４）もし当該研修が存在するならば、○〇室は先の規程に基づき、報告書を作成しているはずで、万一遺漏していたならば、今からでも作成し補完するべきものである。

（５）本弁明書から○〇室の姿勢として読み取れることは、次のいずれかである。

ア　○〇課長の「ないのにあると言った」失言を隠蔽するために非公開とした。

イ　大阪府職員研修規程を順守せず、定められた報告書を作成しないといった著しく杜撰な事務処理を行っている。

（６）○〇室は、本弁明書の「結論」で「何らの違法又は不当な点はない」旨を主張しているが、上記（５）のいずれであっても非違行為に違いない。

（７）よって、本手続きを通して、当該「行政文書の存否」の理由が明らかになることで、条例の趣旨である「公正かつ適切な業務の執行のため」に資することとなるのである。

**第五　実施機関の主張要旨**

　　　実施機関の主張は概ね次のとおりである。

　１　弁明書における主張

　（１）弁明の趣旨

　　　　本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

　（２）弁明の理由

　　　　条例第13条は、実施機関は、公開請求に係る行政文書の全部又は一部を公開するときは、その旨の決定をし、速やかに、請求者に対し、その旨及び公開の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

　　　　２　実施機関は、公開請求に係る行政文書の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る行政文書を管理していないときを含む。）は、その旨を決定し、速やかに、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないと定めている。

　　　　本件行政文書は実施機関で管理していないため、条例第13条第２項に該当するため、非公開決定したものである。

（３）結論

　　　以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

　２　実施機関説明における主張

　　　　審査請求人は、所属において課長が発言した、手当担当者に係るオリエンテーションやガイダンスを指す研修の実施内容が分かる資料の公開を求めているが、所属としては、新たに手当担当となった者に対して集合型の研修は行っておらず、前任者から業務内容が引き継がれるところ、業務を遂行するに当たっては、それで足りると考えている。

前任者が業務新任者に対して、個別に業務内容を説明し、懸案事項を引き継ぐことは、庁内においては通常の対応であり、審査請求人が想定するような、職場研修としては実施しておらず、その関係資料も存在していないため、不存在による非公開決定を行ったものである。

**第六　審査会の判断**

　１　条例の基本的な考え方について

　　　行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

　２　本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

　　　審査請求人は、所属の課長が発言した、手当担当者に係るオリエンテーションやガイダンスを指す研修の実施内容が分かる資料の公開を求めている。

　　　実施機関は、集合研修等は実施しておらず、審査請求人が求める資料や記録等を管理していないと主張する。

　この点、実施機関が集合研修等を行っていないこと、それに関する資料や記録等を作成及び管理していないことが不合理ではないかについて、検討する。

大阪府職員研修規程（平成９年訓職研第102号。以下「規程」という。）第１条は、職員の勤務能率の発揮や増進のために、知事が研修について必要な事項を定めるとしている。規程第10条第１項において「職場研修」について、「日常の職務を通じて計画的に職務遂行能力を向上させることを目的として実施する研修」であると定義し、同条第２項において、所属長の職場研修の充実について努力義務を規定している。規程第12条は、所属長が職場研修について計画を作成し、その実施状況を取りまとめ、部局長に報告する旨規定している。

確かに、規程上、各所属においては、職員の勤務能率の発揮や増進のため、研修の充実に努めることとしているが、職場研修の企画や実施については、各所属の裁量事項となっている。また、新規採用職員が配属された場合は、ジョブトレーナーを指定する等、個別指導研修等について規定されているが、業務の新任者に対して職場研修を行わなければならないと規定されていない。

実施機関の主張によると、業務新任者に対しては、集合研修の形式ではなく、前任者が個別に業務内容を説明し、懸案事項等を新任者に引き継ぐことは、庁内では通常に行われているとのことであり、その対応は、業務内容の引継ぎとして一般に想定され得るものである。そのため、審査請求人が想定するような、規程上の職場研修としては実施しておらず、その関係資料が存在していなかったとしても、不自然ではない。

　　　以上のことからすると、実施機関の説明は不合理であるとは言えず、本件決定は妥当である。

　３　結論

以上のとおりであるから、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

　　（主に調査審議を行った委員の氏名）

　　　魚住　泰宏、的場　かおり、海道　俊明、近藤　亜矢子